

# ～町県民税申告相談会のお知らせ～

## 今年度より、申告会場が石川町役場に変わります

### ●申告相談会場

いしかわまちやくば  
**石川町役場** (1階ホール)

☎0247-26-8228

### ●申告相談実施期間

**2月12日(木)～3月16日(月)**

※土・日・祝日を除く

### ●申告受付時間（相談開始は午前9時から）

**・午前の部 8:30～11:00**

**・午後の部 13:00～15:30**

（※正午～午後1時は受付が休みとなります）

※郵送による個別通知等は行っていませんので該当の方は忘れずに申告してください。

※申告に係る相談の際は、帳簿や伝票などの収支を集計の上、必ず収支内訳書等を作成しご持参ください。ご持参いただけない場合、作成してからの受付となり、順番が後になることがありますのでご了承ください。

### ●その他

- ・原則お住いの地区の相談日にお越しください。
- ・郵送による申告は随時受け付けていますので、申告期間内に直接、須賀川税務署に郵送してください。
- ・e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると自宅から確定申告ができます。詳しくは、下記の e-Tax ホームページをご覧ください。

URL=<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

☆利子・配当・譲渡所得などがある方、事業・不動産所得などが青色申告の方、住宅借入金等特別控除・雑損控除の初年度の方、死亡した方の申告（準確定申告）は、本申告相談会ではお受けできませんので、須賀川税務署の確定申告会場※にて申告してください。

今年度より、事前に予約可能です。

### ●予約優先

※【PC.スマートフォン】により、

**町公式LINE、町ホームページ**

町公式ラインはこちらから

で予約ができます。



予約 QR コード

**1月20日より、予約受付**

電話での予約はできません。

※周りにスマホやパソコンができる方がいるときは、代わりに予約してもらいましょう。

※予約ができるのは、来場希望日の前々日（2日前）の23時59分までです。

**『3/3予約したい！』→3/1の夜23:59までに入力**

※電話での予約はできませんが、予約したい方お手伝いします。役場までお越しください。（2日前まで）

※状況により、予約時間通りにならない場合があります。ご了承ください。

月日	曜日	地区
2/12	木	母畠
13	金	
16	月	山橋
17	火	
18	水	沢田
19	木	
20	金	中谷
24	火	
25	水	中谷
26	木	
27	金	
3/2	月	中谷
3	火	野木沢
4	水	
5	木	石川
6	金	
9	月	石川
10	火	
11	水	石川
12	木	
13	金	
16	月	予備日

※須賀川税務署の確定申告会場※

須賀川市牡丹園68番地

須賀川市牡丹会館多目的ホール

（こちらも会場が、昨年と異なります。ご注意ください）

## ◆申告をしなければならない方

- 【令和8年1月1日現在、石川町に住所がある方のうち】
- 農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方（給与又は年金所得者で、農業の家事消費分のみの収支計上の場合は申告不要です）
  - 地代や家賃などの所得 又は 内職などの所得のあった方
  - 給与所得者で、給与所得以外に所得があった方、又は 2か所以上から給与の支給があった方
  - 公的年金所得者で、公的年金所得以外に所得があった方
  - 収入が非課税の年金、手当等のみの方、又は 無収入の方  
(無収入の方は電話による申告受付も可能です  
税務課課税係 TEL 0247-26-9118)

## ◆申告をしなくてもよい方

- 収入が給与のみで、勤務先で年末調整が済んでいる方
- 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方

※源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は申告が必要です。

## ◆注 意

### ●国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減について

…国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯については、世帯内に未申告の方がいる場合、保険税（料）の軽減が受けられないことがありますので、毎年、必ず申告をしてください。

### ～申告書等の作成は 便利なスマートフォン・パソコンで～

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」は、混雑する申告会場に出向くことなく、時間を選ばず自宅で確定申告書を作成することができます。

便利な「確定申告書等作成コーナー」はこちらから⇒



## ◆チェックリスト 当日持参するもの（例）

□本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

□還付金振込先の銀行通帳など

※還付金がある場合に必要になります

□令和7年中の収入がわかるもの

- 給与所得者や公的年金受給者…源泉徴収票
- 各種事業等の収入がある方  
…売上帳、仕入帳、現金出納帳などの帳簿書類  
※農業所得を申告する方は、上記の書類に基づいて作成した収支内訳書又は裏面の収支報告書

□各種控除の証明ができるもの

- 社会保険料控除を受けたい方  
…国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納入領収書、国民年金保険料控除証明書又は領収書
- 生命保険料控除/地震保険料控除を受けたい方  
…生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除を受けたい方  
…医療費の領収書又は医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」  
※医療費の領収書は、医療を受けた方及び医療機関ごとに集計してください。

※医療保険や会社の互助制度などにより補填された場合、補填された金額がわかるものも持参ください。

- 寄付金控除を受けたい方  
…寄付額証明書
- 障害者控除を受けたい方  
…障害者手帳など
- 配偶者控除又は扶養控除を受けたい方  
…扶養親族等のマイナンバーのわかる書類  
※年末調整等で提出済みの場合は不要
- 3年前までに雑損控除を受け、繰り越しがある方  
…昨年の確定申告書の控え及び計算明細書

\*\*\*\*\*

## ★お問い合わせ先

### 所得税確定申告

須賀川税務署 TEL 0248-75-2194

### 町県民税申告

税務課課税係 TEL 0247-26-9118

\*\*\*\*\*

☆変更

\*申告会場：今年度より 石川町役場 となりました。